

# ○実践女子学園中学校学則

改正	昭和56年4月1日	昭和57年4月1日	昭和58年4月1日
	昭和59年4月1日	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日
	平成2年4月1日	平成3年4月1日	平成4年4月1日
	平成5年4月1日	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成14年4月1日	平成15年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年3月23日	平成19年7月13日
	平成19年10月26日	平成22年3月26日	平成22年5月28日
	平成24年12月14日改正	平成27年2月14日改正	平成30年3月24日改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、小学校の課程を卒業した女子に、なお一層高い中等教育を施すことを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、実践女子学園中学校という。

### (位置)

第3条 本校の位置は、東京都渋谷区東1丁目1番11号に置く。

## 第2章 学級編成及び収容定員

### (課程及び収容定員)

第4条 本校の学級編成及び収容人員は次のとおりとする。

学年	学級	収容定員
第1学年	8組	400名
第2学年	8組	400名
第3学年	8組	400名
計	24学級	1,200名

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

### (修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

### (学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### (学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律により休日とされている日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日(5月7日)
- (4) 都民の日(10月1日)
- (5) 春季休業日 3月21日から4月5日まで
- (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (7) 冬季休業日 12月21日から翌年1月9日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは前項にかかわらず、休業日に授業を行なうことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することがある。

#### 第4章 入学、退学、転学及び休学等

##### (入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本校が実施する選考に合格した者とする。

##### (転入学及び編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学、又は編入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前学年の課程を修了し又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者で、本校が実施する選考に合格した者とする。

##### (出願手続)

第11条 入学志願者は、本校所定の入学願書その他の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

##### (入学手続)

第12条 選考に合格した者は、本校所定の書類に入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

##### (転学)

第13条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明記して、第23条に定める保証人から願い出て、校長の許可を得なければならない。

##### (退学)

第14条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明記して、保証人から願い出て、校長の許可を得なければならない。

##### (再入学)

第15条 校長は、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

2 再入学の許可を受けた者は、所定の入学手続きをしなければならない。

##### (休学)

第16条 生徒が病気又はやむを得ない事由のため3か月以上出席できないときは、休学願にその事由を証明する書類を添えて、保証人から願い出て、校長の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、1年以内とし、修業年限に算入しない。

##### (復学)

第17条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、復学願に必要な書類を添えて保証人から願い出て、校長の許可を得なければならない。

#### 第5章 教育課程、学習評価及び卒業

##### (教育課程)

第18条 本校の教育課程は、併設する実践女子学園高等学校との協議を経て、必修教科、選択教科、道徳及び学校行事等により編成し、その教科名及び時間数は別表のとおりとする。

##### (学習評価)

第19条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

##### (原級留置)

第20条 校長は、生徒が長期休学、その他事由により、所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留置することができる。

(卒業)

第21条 校長が生徒が本校所定の課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(本学園高校への入学)

第22条 本校卒業生は、原則として本学園高等学校に入学する。ただし、次の各号の一に該当する者は、入学を許可しない。

- (1) 在学中品行不良であった者
- (2) 学業成績が不良であった者
- (3) 正当な理由もなく出席不良であった者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 学費未納の者

#### 第6章 保証人

(保証人)

第23条 保証人は、父母又は成人の親族等で、校長が認めた者とする。

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人の異動)

第24条 保証人が転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合には、すみやかに届け出なければならない。

#### 第7章 教職員

(教職員)

第25条 本校の職員組織は次のとおりである。

- (1) 校長
- (2) 副校長または教頭
- (3) 教諭 38名以上
- (4) 養護教諭 1名以上
- (5) 司書教諭 1名以上
- (6) 講師 1名以上
- (7) 事務部長及び事務職員
- (8) 学校医 1名

学校歯科医 1名

学校薬剤師 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

3 必要に応じて、副校長を置くことができる。

4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

6 教頭は、校長（副校長を置くときは、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。

7 教頭は、校長（副校長を置くときは、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置くときは、校長及び副校長）が欠けたときはその職務を行う。

8 事務部長は、事務職員をもってこれに充てる。

9 事務部長は、校長を助け、命を受けて所属職員を監督し、事務をつかさどる。

10 前第2項から第9項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

#### 第8章 学費

(学費及び入学検定料)

第26条 本校の学費は次のとおりとする。

入学金	230,000 円
授業料	487,000 円
教育充実費	80,000円
施設設備費	156,000 円

入学検定料 22,000円

(学費納入)

第27条 生徒が在籍する間は、出席の有無にかかわらず学費（入学金を除く。）を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学期間中の学費（入学金を除く。）は全額免除し、復学した場合は、その月より全額納入する。

2 納入についての細則は、別にこれを定める。

3 再入学生及び転編入生の学費は、「転入生の学費納入に関する内規」による。

4 すでに納入した学費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(滞納)

第28条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、除籍することがある。

#### 第9章 賞罰

(表彰)

第29条 校長は、学業成績、日常生活ともに優秀と判定した生徒及び勤勉で出席状況最良の生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第30条 校長は、生徒が、学則及び本校諸規程に違反し、生徒の本分にもとる行為があると認められたときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当の理由なく出席常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

#### 第10章 補則

(服装)

第31条 生徒は、登校の際に、所定の制服、校章を着用しなければならない。

(委任)

第32条 校長は、この学則の施行に関し、必要な事項を別に定めることができる。

附 則(昭和56年4月1日)

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日)

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日)

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日)

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日)

この学則は昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日)

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この学則は平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日)

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日)

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日)

この学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日)

この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日)

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 本文第21条中授業料(年額)457,000円、教育充実費180,000円(2年次・3年次)施設設備費46,000円(2年次・3年次)とあるのは附則1の規定にかかわらず平成13年度に入学した生徒は授業料(年額)445,000円、14年度に入学した生徒については457,000円、教育充実費・施設設備費は平成13年度に入学した生徒は教育充実費180,000円(2年次・3年次)施設設備費46,000円(2年次・3年次)、14年度に入学した生徒は教育充実費180,000円(2年次・3年次)施設設備費46,000円(2年次・3年次)とする。

附 則(平成17年4月1日)

この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日)

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月13日)

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月26日)

- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第7章第21条に規定する一般学級の学費は平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成22年3月26日)

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月28日)

この改正学則は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則(平成24年12月14日改正)

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第26条に規定する学費は、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則(平成27年2月14日改正)

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月24日改正)

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については従前の学則による。

別表  
教育課程表

教育課程表  
[別紙参照]